

第 3 5 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 2 月 1 5 日 (水)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 令和 5 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について
 - (1) 会期案について
2 月 2 1 日 (月) から 3 月 2 4 日 (金) までの 3 2 日間
議案名・・・**資料 1**
 - (2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について
申し合わせ事項 4 4 により行う。
 - (3) 人事案件について
申し合わせ事項 6 2 及び 6 3 により行う。
 - (4) 議事日程案について・・・**資料 2**
 - (5) 陳情・要望書の取扱いについて・・・**資料 3**
 - ・日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
 - ・宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

- 2 申し入れ書 (山陽小野田市議会 6 月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。) について・・・**資料 4**

- 3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・**資料 5**

- 4 山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例について・・・**資料 6**

- 5 議会活動の正常化を求める陳情について

- 6 その他
 - (1) 全員協議会の開催日
 - ・ 2 月 2 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項
 - (2) 議会運営委員会の開催日
 - ・ 2 月 2 2 日 (水) 午後 1 時 一般質問通告者について

令和 5 年第 1 回（3 月）定例会議案名

◆市長提出議案（35 件）

●令和 4 年度関係（14 件）

○民生福祉常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 号 令和 4 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 回）について（国保）
- (2) 議案第 6 号 令和 4 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）
について（病院）

○産業建設常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 3 号 令和 4 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第
2 回）について（都市）
- (2) 議案第 5 号 令和 4 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正
予算（第 3 回）について（公営）
- (3) 議案第 7 号 令和 4 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 2 回）
について（水道）
- (4) 議案第 8 号 令和 4 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第
2 回）について（水道）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 2 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）につ
いて（財政）

○人事案件（7 件）

- (1) 同意第 1 号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）
- (2) 同意第 2 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任につい
て（人事）
- (3) 同意第 3 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任につい
て（人事）
- (4) 同意第 4 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会の委員の選任につい
て（人事）

- (5) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (6) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (7) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

●令和5年度関係 (21件)

○総務文教常任委員会所管 (3件)

- (1) 議案第19号 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について (企画)
- (2) 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)
- (3) 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (総務)

○民生福祉常任委員会所管 (10件)

- (1) 議案第11号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第12号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第13号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第15号 令和5年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第20号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (6) 議案第21号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (7) 議案第22号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (8) 議案第23号 山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

(9) 議案第 24 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について (国保)

(10) 議案第 29 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に
ついて (市民)

○産業建設常任委員会所管 (7 件)

(1) 議案第 10 号 令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算につい
て (都市)

(2) 議案第 14 号 令和 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予
算について (公営)

(3) 議案第 16 号 令和 5 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
(水道)

(4) 議案第 17 号 令和 5 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算につい
て (水道)

(5) 議案第 18 号 令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
(下水)

(6) 議案第 25 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について (都市)

(7) 議案第 26 号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (建築)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1 件)

(1) 議案第 9 号 令和 5 年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

令和 5 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	21	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意4件及び諮問3件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・令和4年度関係議案7件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・令和5年度施政方針及び令和5年度関係議案21件を一括上程、提案理由の説明
2	22	水		休 会	・一般質問通告締切（正午まで）
			午後1時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・一般質問聞取（2月24日まで）
2	23	木		休 会	・天皇誕生日
2	24	金		休 会	・一般質問聞取（午後5時まで）
2	25	土		休 会	
2	26	日		休 会	
2	27	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
2	28	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	1	水		委員会	・予備日
3	2	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	3	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）

3	4	土		休 会	
3	5	日		休 会	
3	6	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	7	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	8	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	9	木	午後1時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（現年度）
3	10	金	午前10時	本会議	・付託案件（令和4年度関係）に対する 委員長報告、質疑、討論及び採決 ・令和5年度関係議案21件に対する質疑 及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	11	土		休 会	
3	12	日		休 会	
3	13	月	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
3	14	火	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会
3	15	水	午前9時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会

3	16	木		委員会	・予備日
3	17	金		休 会	・議事整理日
3	18	土		休 会	
3	19	日		休 会	
3	20	月		休 会	・議事整理日
3	21	火		休 会	・春分の日
3	22	水		休 会	・議事整理日
3	23	木	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	24	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論 及び採決 ・閉会中の調査事項について

2022（令和4）年12月13日

議会議長殿
議会事務局 御中

コドソラ

代表：与那城千恵美

住所：沖縄県宜野湾市喜友名1-20-11

e-mail: [REDACTED]（問い合わせ先）

「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」の提出について

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

陳情団体「コドソラ」は、沖縄県宜野湾市在住の保護者によって結成されたグループです。私たちは2017年12月に宜野湾市で相次いで起きた、保育園・小学校への米軍機からの落下物事故をきっかけに、自分たちの子どもが通う学びの場がさらされている危険を再認識しました。事故の後、緑ヶ丘保育園の保護者を主体とする「チーム緑ヶ丘1207」を結成し、事故の原因究明と園上空の飛行禁止を政府、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在沖米国領事館などに訴えてきました。事故から5年が経過し、事故当時の園児たちは2022年3月に全員卒園を迎えました。これにより、私たちは保育園だけでなく、小学校上空の安全も訴える必要が出てきました。2022年1月、緑ヶ丘保育園、普天間小・普天間第二小の保護者をメンバーとして、「コドソラ」を結成いたしました。

また、沖縄の米軍基地周辺ではかねてから有機フッ素化合物PFASによる水の汚染が問題となってきました。2022年8月の土壌調査によって普天間第二小から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。

子どもたちの通う保育園や小学校の上で米軍機による危険な訓練を行わないでほしい。空の安全に加え、水や土の安全も脅かされ、憲法に保障される生存権が守られない状況に終止符を打ってほしい。これが私たちの切なる願いです。これが沖縄の、宜野湾市だけの問題ではなく、日本全体で解決すべき問題であるという認識のもと、本陳情書をお送りしました。

なにとぞ貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状

意見書採択を求める陳情書

意見書案

参考資料

2022（令和4）年12月13日

山陽小野田市 議会議長殿

コドソラ

代表：与那城千恵美

印

住所：沖縄県宜野湾市喜友名 1-20-11

e-mail: [REDACTED]（問い合わせ先）

日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

（陳情の要旨）

- ① 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ② 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③ 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出していただくようお願いいたします。

（陳情）

1. 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止

2017年12月7日、緑ヶ丘保育園ではCH53E米軍ヘリのプラスチック部品落下事故が起きました。沖縄県警はこの部品について、「米軍ヘリからの落下物とは特定できなかつたが、その可能性を否定するものでもない」と発表しています（2020年12月）。落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭からわずか50センチのところでした。直径8センチ、長さ10センチ、重さ213グラムの部品が子どもたちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしいです。

同年12月13日には、普天間第二小の運動場にCH53E米軍ヘリから重さ約7.7キロの窓枠が落下する事故がありました。このとき、落下の衝撃によってはねた小石が体育の授業中だった児童一人にあたり、軽傷を負わせました。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近するたびに避難をし、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなりました。

また、2021年11月23日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかりました。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものです。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しています。しかし実際には、場周経路を外れた飛行は常態化しています。これにつ



て、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃します。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしています。

緑ヶ丘保育園の子どもたちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっています。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための「避難小屋」が設けられました。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険を子どもたち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないでしょうか。普天間飛行場の近隣にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園の子どもたちはずっと我慢を重ねてきました。場周経路外にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請します。

2. 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと

沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきました。2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。調査では3つの地点で土壌が採取されましたが、このうち学校裏にある排水溝近くからは1キログラムあたり1700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは1000ナノグラムの濃度のPFASが検出されています。

PFASの健康被害についてはまだわかっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていません。このような状況のなか、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じています。

2022年8月に行われた土壌調査は市民グループによるもので、土壌採取は3つの地点のみに留まっています。日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるよう要請します。

3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者は「チーム緑ヶ丘1207」を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府・防衛省・外務省に対し、事故の原因究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請しました。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさらされている危険を訴えてきました。しかし、事故から5年が経つ現在も、子どもの命が守られるための改善が行われているとは言いがたい現状があります。

普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えています。2017年度には外来の固定翼機の発着が236回であったのに対し、2018年度には1520回、2019年度には2678回でした。負担は増大するばかりです。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされています。

空の安全を守るための活動を続けていこうとしていたところ、2022年には子どもたちの通う小学校の土壌がP F A Sで汚染されていることが明らかになりました。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできません。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものです。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができません。

憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請します。

以上を貴議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出してください。普天間の子どもたちが、日本の他の地域の子どもと同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、ともに声を上げていただきたいと思います。貴議会にて審議・採択していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

- ①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇議会

提出先

衆議院議長 〇〇〇〇様

参議院議長 〇〇〇〇様

内閣総理大臣 〇〇〇〇様

内閣官房長官 ○○○○様

外務大臣 ○○○○様

防衛大臣 ○○○○様

環境大臣 ○○○○様

文部科学大臣 ○○○○様

厚生労働大臣 ○○○○様

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）○○○○様 宛て

令和5年2月9日

山陽小野田市議会議長 殿

山口市黄金町2-15

山口県弁護士会

会長 田中 礼 司

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

平素より、山口県弁護士会の活動に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当会は、法務省矯正局より、宇部市琴芝町2丁目2-40所在の宇部拘置支所の収容業務を令和5年3月末日をもって恒久的に停止する予定であること、宇部拘置支所の収容業務が停止された後は、それまで宇部拘置支所に収容されていた者を下関拘置支所において収容する予定であるとの説明を受けました。宇部拘置支所と下関拘置支所とは、自動車で片道1時間以上の距離があります。

宇部拘置支所では、主に宇部警察署で逮捕・勾留され、山口地方裁判所宇部支部に起訴された被告人が収容されており、その多くは、宇部市・山陽小野田市在住の者です。そして、山口地方裁判所宇部支部に起訴される被告人については、宇部市・山陽小野田市に住所を持つ弁護士が国選弁護人として選任されます。

そのため、宇部拘置支所における収容業務が停止され、下関拘置支所において収容されることになった場合、宇部市・山陽小野田市在住の被告人は、国選弁護人と速やかに接見することが難しくなる上、家族との面会も困難となります。

さらに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）や同法を受けて制定された国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を受け、昨今、高齢又は障害を有する被告人を中心として、弁護士が社会福祉士等の福祉専門職と連携して更生支援を行う活動が、官民挙げて推進されてきました。更生支援のためには、福祉専門職が被告人と多数回に亘って面会し、更生に向けた支援の内容を更生支援計画という形でまとめる必要があります。

しかし、更生支援を行うことができる福祉専門職の数は、活動に対する経済的手当てが少ないこと等もあり、山口県内では少なく県央に集中しているため、下関拘置支所に収容されることとなった被告人が、福祉専門職から十分な支援を行うことが困難となることが強く懸念されます。

報道によれば、広島拘置所については建て替えが決定しているとのことであり、同じ被告人でも地方在住の被告人のみが、上記の様々な不利益を受けることとなります。この問題は、刑事司法・刑事政策に係るインフラ整備における都市



部と地方の格差を示すものといえます。宇部拘置支所の収容停止は、地方の切り捨てるの始まりに過ぎず、今後、他の地方都市においても同種の問題が生じるであろうことが予想されます。

昨今の国家財政の厳しさの中においては、資源の選択と集中が図られること自体はやむを得ない面がありますが、この問題は、宇部市・山陽小野田市の市民の重大な権利に関わる問題であり、単に予算（お金）の問題だけに矮小化すべき問題ではありません。また、宇部拘置支所は国家の基本的インフラの一つであり、その維持管理に必要な費用はきちんと予算化されるべき筋合いのものです。

市民の利益のためにも、地元自治体から国に対し声を挙げていただき、問題提起をすることが極めて重要と考えます。

つきましては、上記の要望の趣旨をご理解いただき、遅くとも3月定例会において「宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書」を可決の上、財務大臣・法務大臣にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書

宇部拘置支所は、主として宇部・山陽小野田管内の捜査機関により検挙され、起訴された被告人を収容する施設であり、この支所に収容される被告人の多くは、宇部・山陽小野田市に在住する者である。

法務省矯正局によると、宇部拘置支所は、建物の老朽化を理由に収容業務を恒久的に停止し、収容業務の停止後は、宇部・山陽小野田市在住の被告人は下関拘置支所において収容する予定とのことである。

しかし、宇部拘置支所から下関拘置支所までは自動車でも片道1時間以上の距離があり、被告人が弁護人に接見を希望しても、すぐに接見できないという不利益が生じる。

また、宇部・山陽小野田市在住の被告人は、生活の本拠から遠く離れた地で身体を拘束される結果として家族との面会も困難になり、精神的な支えを失うという重大な不利益を受ける。

さらに、平成28年に制定された再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)及び同法を受けて国において策定した再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)においては被告人の更生支援の重要性が指摘され、本市においても再犯防止推進計画を策定したところである。被告人の更生支援においては、社会福祉士等の福祉専門職が被告人と多数回接見を行い、更生支援のための計画を策定することが通例である。

しかし、更生支援を行うことが可能な福祉専門職の数が限られている山口県内の現状では、宇部拘置支所が収容停止され、下関拘置支所に収容された場合、被告人が福祉専門職と十分な面会を行うことが困難となり、更生支援に対する悪影響が生じることが強く懸念される。

そもそも拘置支所は、国家の刑事司法制度・刑事政策を支える基本的なインフラであり、都市部か地方かを問わず、必要な国費を投じて設置・運営されるべきものである。

については、国におかれては、下記事項について迅速に取り組みされるよう要望する。

記

- 1 都市部のみならず地方における刑事司法・刑事政策に係るインフラの整備のため、十分な司法予算を確保すること。
- 2 宇部拘置支所の収容業務を継続すること。
- 3 宇部拘置支所の収容業務を継続するに当たり、補修又は建替えに必要となる予算措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

山 陽 小 野 田 市 議 会

財務大臣 鈴木 俊 一 殿
法務大臣 斎藤 健 殿

本会議の撮影許可申請書

年 月 日

議長 高松 秀樹 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の本会議を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会傍聴規則第7条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道 ・ 一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 報道に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹

(備考欄)

委員会の撮影許可申請書

年 月 日

委員長 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の委員会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道・一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 報道に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、委員長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

委員長

(備考欄)

全員協議会の撮影許可申請書

年 月 日

議長 高松 秀樹 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の全員協議会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会全員協議会の運営等に関する規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会傍聴規則第7条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
区分 (○で囲む)	報道 ・ 一般 ※一般の方は写真撮影のみ可
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会全員協議会の運営等に関する規程第6条の規定において例とする山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 報道に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹

(備考欄)

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の骨子

1. 目的

本市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること。

2. 用語の定義

(1) 「個人情報」

- 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの
- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、電磁的記録に記載・記録され、又は音声、動作等で表された一切の事項）により特定の個人を識別できるもの
 - ・個人識別符号（DNAなどの生体情報やパスポート番号など）が含まれるもの

(2) 「要配慮個人情報」

人種、信条、社会的身分など本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

(3) 「保有個人情報」

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）

(4) 「個人情報ファイル」

保有個人情報の集合体であつて、電子機器に保存されるデータベースや、紙資料であつても五十音順に記載されているなど容易に検索できるような体系的に整理されているもの

(5) 「仮名加工情報」

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工した情報

(6) 「匿名加工情報」

特定の個人を識別できないよう個人情報を加工した情報で、当該個人情報を復元できないようにしたもの。仮名個人情報より加工度が高い。

※議会の保有個人情報を加工して、仮名加工情報や匿名加工情報を作成し、流通させることは想定されないが、仮名加工情報や匿名加工情報を受領する可能性があるため、定義を設ける。

(7) 「個人関連情報」

生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（インターネットにおける閲覧履歴など）

(8) 「特定個人情報」

マイナンバーを含む個人情報

(9) 「保有特定個人情報」

マイナンバーを含む保有個人情報

3. 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることとする。

4. 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報の保有・取得の制限等

- ・個人情報の保有に当たっては、議会の権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、利用目的をできるだけ特定するとともに、必要以上に保有してはならない。
- ・利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性があると合理的に認められる範囲を超えてはならない。
- ・本人から個人情報を取得する場合は、人の生命等の保護のために緊急に必要があるときなどの例外を除き、あらかじめ本人に利用目的を明示する。
- ・個人情報の不適正利用や不正の手段による取得を禁止する。
- ・保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努める。

(2) 個人情報の管理

- ・保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。議会の個人情報の取扱いの委託を受けた者にも準用する。
- ・個人情報の取扱いに従事する職員・元職員、委託業務の従事者・元従事者、派遣労働者・元派遣労働者（以下「職員等」という。）について、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- ・保有個人情報の漏えいなど個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が発生した場合は、原則として本人に通知を行う。

(3) 個人情報の利用・提供の制限

- ・法令に基づく場合や下記の例外を除き、利用目的以外の目的のために保

有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

【利用・提供できる場合】

- 本人の同意があるとき、本人に提供するとき。
- 法令に基づき事務遂行に必要な限度で内部において利用する場合で、利用に相当の理由があるとき。
- 市長その他の執行機関、他の地方公共団体の機関、国の機関等に提供する場合で、利用に相当の理由があるとき。
- 統計作成、学術研究その他提供について特別の理由があるとき。
- ・保有特定個人情報の利用・提供については、いわゆる「マイナンバー法」と同様の制限を設ける。
- ・議会の保有個人情報や個人関連情報を提供する場合は、提供を受ける者に対し、利用目的や方法などに制限を付し、漏えい防止その他の適正管理のために必要な措置を講じるよう求めることができる。

(4) 仮名・匿名加工情報の取扱い

- ・法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供することを禁止するとともに、取り扱う仮名加工情報の漏えい防止その他安全管理のために必要かつ適正な措置を講じる。また、本人識別のために削除情報等（※）を取得し、仮名加工情報と照合することや、仮名加工情報に含まれる連絡先等を利用することを禁止する。
※削除情報等：仮名加工情報の作成のために用いられた個人情報から削除された記述等
- ・匿名加工情報の取扱いについても、安全管理のために必要かつ適正な措置を講じる。また、本人識別のために削除情報等を取得し、匿名加工情報と照合することを禁止する。
- ・仮名・匿名加工情報の取扱いに係るルールは、議会の個人情報の取扱いの委託を受けた者にも準用する。

5. 個人情報ファイル簿の作成・公表

下記の例外を除き、議会が保有する個人情報ファイルについて、その名称や利用目的などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

【個人情報ファイル簿を作成・公表しなくてよい場合】

- 議員・元議員、議会事務局の職員・元職員に係る人事関係情報
- 試験的なもの、1年以内に消去するもの
- 資料・物品・金銭の送付等の相手方の氏名、住所等
- 職員が学術研究のために作成・取得し、利用するもの

➤議長が定める数（1,000件とする見込み）に満たないもの

6. 開示、訂正及び利用停止

議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、その内容が事実でないと思料する場合の訂正（追加又は削除を含む。）及び利用目的を超えた個人情報の保有や不適正利用など、本条例における義務違反があると思料する場合の利用の停止、消去又は提供の停止（以下これらを「利用停止」という。）について定める。

（1）請求権者

本人、法定代理人又は本人の委任による代理人とする。

（2）手続

- ・請求者の氏名及び住所、請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面を議長に提出して行う。
- ・訂正請求、利用停止請求は、開示を受けた日から90日以内に行う。

（3）請求に対する措置

開示、訂正及び利用停止の請求があったときは、これらをする／しないの決定をし、請求者に対しその旨を書面にて通知する。

ア 開示請求の場合

- ・不開示情報を除き、開示しなければならない。

【不開示情報】

- 開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの
- 開示請求者以外の個人情報で、特定の個人を識別できるもの
- 法人等の情報で、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがあるもの
- 国の機関、地方公共団体等での審議、検討、協議に関する情報で開示することにより不当に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- 国の機関、地方公共団体等の事務、事業に関する情報で、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・不開示情報を容易に除ける場合は、除いた部分を開示しなければならない。
- ・個人の権利利益保護のため特に必要なときは、不開示情報であっても裁量的に開示できる。
- ・保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合は、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否できる。

イ 訂正請求の場合

訂正請求に理由があるときは、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正する。

ウ 利用停止請求の場合

利用停止請求に理由があるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の利用を停止する。

(4) 決定の期限

- ・開示請求については、請求があった日から15日以内（事務処理上困難な場合等は15日以内で延長可）
- ・訂正請求、利用停止請求については、請求があった日から30日以内（事務処理上困難な場合等は30日以内で延長可）
- ・大量請求など通常業務に著しく支障がある場合や、決定までに長期間を要する場合は、相当期間内に決定すれば足りることとする。
- ・正副議長がともに欠けている期間の日数は、算入しない。

(5) 第三者に対する意見書提出の機会の付与

- ・開示請求に係る保有個人情報に国、地方公共団体等及び請求者以外（以下「第三者」という。）の情報が含まれる場合は、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。また、その情報が人の生命等に関するものであるときや裁量的開示を行うときは、当該機会を与えなければならない。
- ・反対意見が提出された場合において、開示を決定するときは、決定から開示までは少なくとも2週間を置くとともに、意見書を提出した第三者に開示する理由等を書面で通知しなければならない。

(6) 開示方法

保有個人情報が文書又は図画で記録されている場合は、閲覧又は写しの交付により開示する。電磁的記録の場合は、議長が定める方法により開示する。

(7) 開示請求に係る手数料等

手数料は無料とするが、写しの作成及び送付に要する費用の負担を求める。

7. 審査請求

開示、訂正及び利用停止に係る決定や、これらの請求に係る不作為について審査請求があった場合は、不適法却下の場合などの例外を除き、山陽小野田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問する。

8. その他

- ・分類・整理が未了で大量にある保有個人情報（専ら不開示情報）で、検索が著しく困難なものについては、開示、訂正及び利用停止に係る規定は適用されない。
- ・開示請求等をしようとする者に対し、利便を考慮した適切な措置を講ずる。
- ・個人情報、仮名・匿名加工情報の取扱いに関する苦情に対して迅速な処理に努める。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会に諮問することができる。
- ・毎年度、条例の施行状況を取りまとめ、その概要を公表する。

9. 罰則

- (1) 職員等が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (2) 職員等が業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (3) 職員が職権を濫用して、職務外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (4) 偽りその他不正な手段により、保有個人情報の開示を受けた場合は、5万円以下の過料に処する。
- ※(1)～(3)については、市の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2022年11月25日
18

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

~~樋口晋也~~
樋口晋也

陳 情 書

(議会活動の正常化を求める陳情)

中島好人、山田伸幸両市議は山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し「赤旗」の購読勧誘、配布、集金等を行っており違法状態にあることは誠に遺憾であり議会の責任として対応する義務があると考えています。

チェック機関の一員である議員の地位を利用し、不当に「赤旗」の購読勧誘を行っており職員の職務専念を邪魔するものでもあり到底看過できません。

しかもそこに折り込まれる「明るいまち」には想像だけで事実確認もしていない記事や、個人を誹謗中傷するような三文記事が垂れ流されている状況です。

また庁内の部署によっては職員以外立入禁止区域が設けられておりますが、守られておりません。これも議員特権でしょうか。議員の議案審査権の前では全ての個人情報が出しても良いとの考えは間違っており議会の横暴であると考えます。

更に山田議員は竜王中学校正門前の教育委員会が管理する土地において街宣活動を行なったことがあります。もちろん教育委員会に許可は取られていないとのこと。そもそも「市」保有の土地であろうが誰の土地であろうが所有者の了承を得て使用することは当然であると考えますが、山田議員の行為は問題ないのでしょうか。

上記3つの行為は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号の「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に抵触していると考えています。

議会が二元代表制の一翼を担うものとして「対等な」執行部との両輪の関係保持のために、市民100名以上の署名を待つのでは無く、議会自らが主体的に上記3点について調査確認し対応されますよう陳情いたします。

以上

